

事業所母集団データベース整備に向けた取組について
－ 統計調査結果の記録 －

- ◇ 事業所母集団データベースの整備方針に基づき、優先的に記録する統計調査について、関係各省の協力を得て、記録を実施
- ◇ 記録したデータは、検証・研究用として活用し、年次フレーム等を検討
- ◇ 「運用管理規程」に記載する内容を検討

- 整備方針に記載した以下の統計調査について、関係各省からデータベースの整備に有効な調査票情報等（直近の調査票データ及びデータレイアウト）の提供に向けた協力依頼を開始。

【優先的に記録する統計調査】

（総務省）

- ・ 経済センサス - 基礎調査
- ・ 経済センサス - 活動調査
- ・ サービス産業動向調査
- ・ 科学技術研究調査
- ・ 個人企業経済調査

（財務省）

- ・ 法人企業統計調査

（文部科学省）

- ・ 学校基本調査

（厚生労働省）

- ・ 毎月勤労統計調査
- ・ 賃金構造基本統計調査
- ・ 医療施設調査

（農林水産省）

- ・ 農林業センサス（法人組織経営体）
- ・ 漁業センサス（法人組織経営体）

（経済産業省）

- ・ 商業統計調査
- ・ 工業統計調査
- ・ 経済産業省企業活動基本調査
- ・ 特定サービス産業実態調査
- ・ 特定サービス産業動態統計調査
- ・ エネルギー消費統計調査
- ・ 中小企業実態基本調査

（国土交通省）

- ・ 建設工事施工統計調査

(案)

総 統 基 第 号

平 成 年 月 日

〇〇大臣 殿

総 務 大 臣

調査票情報等の提供について（依頼）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項の規定及び事業所母集団データベースの整備方針（平成 23 年 3 月 25 日総務大臣決定）に基づき、事業所母集団データベースを整備するため、別紙のとおりデータの提供を依頼します。

1 提供を依頼するデータの名称

(1) 調査票情報及び調査対象事業所名簿（直近年のもの）

- ・ 整備方針に記載した各統計調査の名称

(2) (1)の調査票情報等のデータレイアウト

2 利用方法

- ・ 提供された調査票情報等と事業所母集団データベース（現在は事業所・企業データベース）との照合作業を実施し、一致した情報へ共通事業所・企業コードを付与する。
- ・ 今後、策定することとしている運用管理規程において、記録する統計調査の項目を決定するための研究・分析に用いる。

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（事業所母集団データベースの整備）

第27条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第25条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

（調査票情報等の利用制限）

第40条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。